

No.4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、令和6年2月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2024-2028年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1460号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
あざみ野四丁目特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan青葉区プラン」において、市街地内に残る樹林地については、特別緑地保全地区、緑地保存地区などの緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1461号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
瀬谷特別緑地保全地区	約 14.6ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の1つである川井・矢指・上瀬谷地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan瀬谷区プラン」において、瀬谷市民の森は、区民の憩いとふれあいの場であるとともに、和泉川の源流域として貴重な自然環境が残されており、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区に指定するなど保全を進めていくとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1462号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
仏向町外野特別緑地保全地区	約 0.9ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸にある川島・仏向の丘に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan保土ヶ谷区プラン」において、区内に残された緑地を次世代に継承するため、公園や特別緑地保全地区などの緑地保全制度により、地域や土地所有者の協力を得て保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1463号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	寺家町居谷戸特別緑地保全地区	約 6.4ha	
旧	寺家町居谷戸特別緑地保全地区	約 4.9ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の1つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan青葉区プラン」において、横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和3年7月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1464号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	十日市場町笹山特別緑地保全地区	約 1.0ha	
旧	十日市場町笹山特別緑地保全地区	約 0.7ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan緑区プラン」において、比較的小規模な樹林地や斜面緑地など、将来に渡り保全していく事が望ましく、景観に優れた地区を土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 28 年 2 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第 1465 号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	長津田町長月特別緑地保全地区	約 10.5ha	
旧	長津田町長月特別緑地保全地区	約 6.3ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川流域の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和 7 年 2 月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1466号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	三保町東谷特別緑地保全地区	約 3.6ha	
旧	三保町東谷特別緑地保全地区	約 2.9ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の1つである三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策などを連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「都市計画マスターplan緑区プラン」において、三保・新治に広がる緑を、緑の10大拠点のひとつとして保全するとともに、生き物とのふれあいや自然観察、農体験などが楽しめる場として活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成26年9月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1467号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	中田東一丁目特別緑地保全地区	約 1.2ha	
旧	中田東一丁目特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、境川流域の中流域に位置しており、まとまりのある樹林地や河川沿いの農地を保全するとともに、自然な水循環の形成を図るとしています。

また、「横浜市都市計画マスターplan泉区プラン」において、まとまりのある良好な緑地について、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度により保全を進めるとしています。

なお、本地区の一部の区域については、令和7年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域に隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。